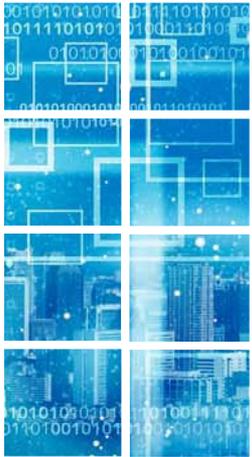




# アジアの個人情報保護関連法令の 最新動向

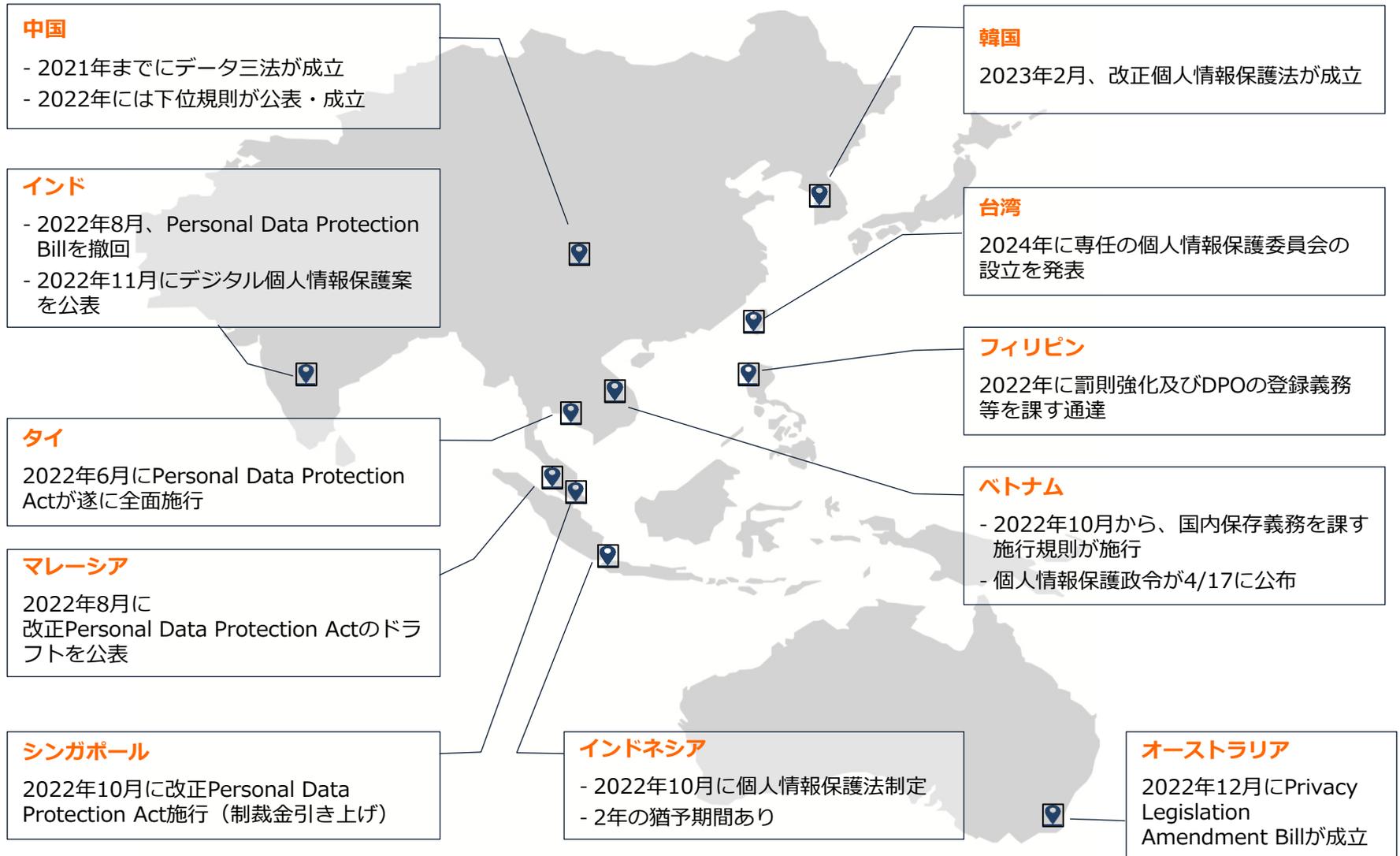
2023年4月20日

長島・大野・常松法律事務所  
弁護士 鈴木 明美



# 1. アジア各国における法改正の動向と大きな潮流

# アジア主要国における法改正の動向



# 潮流その1：統一的な個人情報保護法の制定

主要国・・・ほぼ全てあり

## 統一的な個人情報保護法令がない国の例

国	法令名	施行時期等
インド	<ul style="list-style-type: none"><li>- Information Technology Act</li><li>* 2019年2月に上程された個人情報保護法案を撤回</li><li>- デジタル個人情報保護法案</li></ul>	2000年10月施行  2022年11月公表
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"><li>- インターネットサービス及びオンライン情報の管理・提供・利用に関する政令（政令72号）</li><li>- サイバースペースにおける情報保護に関する法律（法律86号）</li><li>- サイバーセキュリティに関する法律</li><li>- サイバーセキュリティ法のデータローカライゼーションについて定める施行規則（政令53号）</li><li>- <b>個人情報保護政令</b></li></ul>	2013年9月施行  2016年7月施行  2019年1月施行 2022年10月施行  <b>2023年4月17日</b>
ミャンマー	サイバーセキュリティ法案	2022年1月公表
カンボジア	電子商取引法	2019年11月施行

\*サイバーセキュリティ法は、上記以外の国にもある

## 潮流その2：デジタル保護主義の進展

代表的には、**データローカライゼーション**

- (A) 国内保管義務・国内サーバー設置義務
- (B) 国外移転の禁止・制限
- (C) 国内プロセッシング義務

### デジタル保護主義を牽制する動き

- ◆ Data Free Flow with Trust (DFFT)
  - ・ 2022年5月「DFFT促進のためのアクションプラン」  
(G7デジタル大臣会合)
- ◆ 既存の国際的な枠組み
  - ・ APEC-CBPR (APEC越境プライバシールールシステム)  
→ 日本でシステム認証を受けたのは6社程度
- ◆ 既存の国際的な協定
  - ・ CPTPP (2018年12月)、RCEP (2022年1月)  
→ データローカライゼーション禁止、ただし広い例外あり

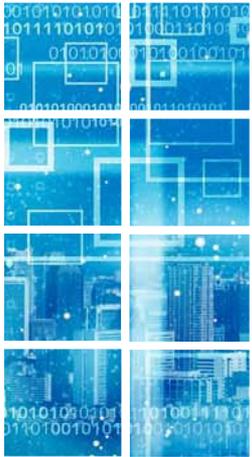
Paypay、IIJ、NAVER、ヤフー、Paidy

## 潮流その2：デジタル保護主義の進展（続き）

### 特に影響が懸念される例：

国	義務の内容	対象となる主な事業者／対象となるデータ
中国	データ国内保管義務 【ネットワーク安全法・個人情報保護法】	<ul style="list-style-type: none"><li>重要情報インフラ運営者／個人情報及び重要データ</li><li>規定数量以上の個人情報取扱者／個人情報</li></ul>
	データ国外移転時、当局による安全評価が必要【データ越境安全評価弁法】	<ul style="list-style-type: none"><li>重要情報インフラ運営者及び規定数量以上の個人情報取扱者／個人情報</li><li>すべての重要データ処理者／重要データ</li></ul>
ベトナム	国内に最低一つ以上のサーバーを設置する義務【サイバースペースにおける情報保護に関する法律】	<ul style="list-style-type: none"><li>SNS、ウェブサイト運営者、モバイル通信コンテンツ提供者</li></ul>
	データ国内保管義務【政令53号】	<ul style="list-style-type: none"><li>ベトナムにおいて電気通信サービス、インターネットサービス、付加価値サービスのいずれかを提供する国内事業者（日本企業のベトナム子会社も含まれる）／ベトナムのユーザーの個人情報に関するデータ、ユーザーの関係性に関するデータ、ユーザー作成データ</li></ul>

\* 外国事業者の国内保管義務は限定的な場面のみ



## 2. 各国の法制の比較

# DPO・登録義務・プライバシー影響評価

国	DPO選任	その他登録義務	プライバシー影響評価
シンガポール	義務あり		義務ではないが ガイドラインあり
マレーシア	義務なし (選任義務を課す法改正の可能性あり)	一定の業種について 登録義務あり	
韓国	義務あり		
台湾	義務なし		
タイ	一定の場合に義務あり		
フィリピン	義務あり	一定の場合にデータ処理 システム・DPOの 登録義務あり	義務ではないが ガイダンスあり
オーストラリア	義務なし		義務ではないが ガイドラインあり
中国	一定の場合に義務あり		一定の場合に義務あり
ベトナム	一定の場合に義務あり		一定の場合にサイバー情報 セキュリティ評価必要
インドネシア	一定の場合に義務あり	一定の電気システム事業者 について登録義務あり	一定の場合に義務あり
インド 【審議中のデジタル 個人情報保護法案】	一定の場合に義務あり【11条(2)(a)】		一定の場合に義務あり 【11条(2)(c)】

# データ主体の権利

国	データ主体の同意	同意撤回	データ主体の権利
シンガポール	原則として収集・利用・提供に必要	可能	一定のアクセス権、修正権、削除権、利用拒否権、データポータビリティ権
マレーシア	原則として収集・利用・提供に必要	可能	一定のアクセス権、修正権、利用停止権
韓国	原則として収集・利用・提供に必要	可能	一定のアクセス権、修正権、削除権、利用停止権、データポータビリティ権、 [自動化決定に服さない権利]
台湾	原則として収集及びプロセッシングに必要	可能	一定のアクセス権、修正権、利用停止権
タイ	原則として収集・利用・提供に必要	可能	一定のアクセス権、修正権、削除権、利用停止権、データポータビリティ権
フィリピン	原則としてプロセッシングに必要	可能	一定のアクセス権、修正権、削除権、利用拒否権、データポータビリティ権
オーストラリア	原則としてプロセッシングに必要	可能	一定のアクセス権、修正権、利用拒否権
中国	原則としてプロセッシングに必要 (13条)	可能	一定のアクセス権、修正権、削除権、データポータビリティ権、 [自動化決定に服さない権利]
ベトナム	原則として収集・利用・提供に必要 (サイバー情報セキュリティ法17条)		一定のアクセス権、修正権、削除権、利用停止権 (同18条)
インドネシア	原則としてプロセッシングに必要	可能	一定のアクセス権、修正権、削除権
インド 【審議中のデジタル個人情報保護法案】	原則としてプロセッシングに必要	可能	一定のアクセス権、修正権、削除権

# 域外移転規制・データローカライゼーション

国	域外移転規制		国内保管義務
シンガポール	あり	法的拘束力のあるdata transfer agreement 又はBCR	なし
マレーシア	あり	移転先のホワイトリストは未承認	なし
韓国	あり	原則としてデータ主体の同意と通知が必要 (当局が認めた国への移転、当局が指定する認証を受けた場合等は同意不要)	一部あり (金融・医療関連データ)
台湾	あり	移転先が同等水準の国でない場合、当局が域外移転を制限可能	なし
タイ	あり	移転先が同等水準の国であれば可能だが、現時点で詳細は不明	なし
フィリピン	あり	移転先に同等水準の義務を負わせる	なし
オーストラリア	あり	法的拘束力のあるdata handling agreement	一部あり (健康情報データ)
中国	あり	データ主体の同意、コピーの国内保管、セキュリティ評価 【スライドP6参照】	一部あり 【スライドP6参照】
ベトナム	あり	国内移転と同様、データ主体の同意必要	一部あり 【スライドP6参照】
インドネシア	あり	移転先が同等水準の国であれば可能だが、現時点で詳細は不明	一部あり
インド 【審議中のデジタル個人情報保護法案】	あり	中央政府が特定の国・地域について、移転が認められるための条件を指定できる (17条)	一部あり

# 漏えい等事案の報告義務

国	当局への報告義務		データ主体への通知義務
シンガポール	あり	500人以上又は重大な個人データの漏えいの場合、30日以内に調査を完了し、72時間以内に報告義務あり	影響が甚大な場合に通知義務あり
マレーシア	なし	報告義務を課す法改正の可能性あり	なし
韓国	あり	1,000人以上の個人データの漏えいの場合、報告義務あり	遅滞なく通知する義務あり
台湾	一部あり	金融その他一部の分野のみ、報告義務あり	調査後通知する義務あり
タイ	あり	知ったときから72時間以内に報告義務あり	影響が甚大な場合に通知義務あり
フィリピン	あり	発生又は合理的に知ったときから72時間以内に報告義務あり	影響が甚大な場合に通知義務あり
オーストラリア	あり	重大な漏えいの場合、出来る限り早く報告義務あり (年間売上高AUD3百万以下の企業を除く)	当局への報告後出来る限り早く通知する義務あり
中国	あり		あり
ベトナム	あり	一定の場合にあり (サイバーセキュリティ法41.1条(c))	重大なインターネット上の漏えいの場合、通知義務あり
インドネシア	あり	知ったときから72時間以内に報告義務あり	72時間以内に報告義務あり
インド 【審議中のデジタル個人情報保護法案】	あり (9条(5))		あり (9条(5))

# 制裁金・民事訴訟・執行状況

国	制裁金・罰金	データ主体による民事訴訟	執行状況
シンガポール	最大SGD1百万又は売上高の10%の高い額	- 損害賠償請求可	積極的 Dawn raidあり
マレーシア	最大MYR50万	- 制定法上の権利はない	
韓国	最大KRW1億 (居住者登録番号の漏えいは5億) [特定の違反行為については、最大売上高の3% (違反行為に無関係な部分を除く) ]	- 損害賠償請求可 - 懲罰的賠償制度あり	積極的
台湾	最大TWD1百万	- 損害賠償請求可	
タイ	最大THB500万	- 損害賠償請求可 (厳格責任) - 懲罰的損害賠償制度あり	
フィリピン	最大PHP500万	- 損害賠償請求可	情報漏えい事案 における命令あり
オーストラリア	最大AUD5千万又は違反行為に係る利益の3倍の高い額 (利益を決定できない場合売上高の30%)	- データ主体の申立によるDPAによる保護機関の調停制度あり	積極的

注：制裁金・罰金は違反行為により異なる

## 制裁金・民事訴訟・執行状況（続き）

国	制裁金・罰金	データ主体による民事訴訟	執行状況
中国	最大RMB5,000万又は前年度売上高の5%（66条）	- 損害賠償請求可	特に積極的 Dawn raidあり
ベトナム	罰金あり （禁固刑あり）	- 理論的には損害賠償請求可 （現実の事例は限定的）	
インドネシア	最大年間売上高の2% （禁固刑あり）	- 不明	
インド 【審議中のデジタル個人 個人情報保護法案】	最大INR50億	- 法案上明記されていない	執行当局未設立

注：制裁金・罰金は違反行為により異なる

# 各国のホットトピック

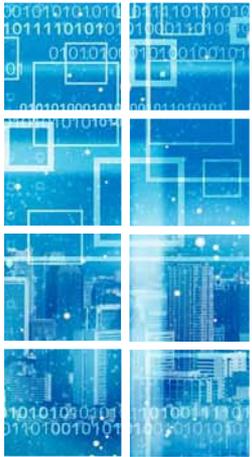
国	ホットトピック
シンガポール	2022年10月に改正Personal Data Protection Act施行（制裁金引き上げ）
マレーシア	2022年8月に、改正Personal Data Protection Actのドラフトを公表
韓国	2023年2月、改正個人情報保護法が成立。Google/Metaに1000億ウォンの制裁金を課すなど、積極的な執行姿勢
台湾	十分性認定に向けた取り組みが進められており、専任の執行機関の創設等が予定されている
タイ	2022年6月にPersonal Data Protection Actが遂に全面施行
フィリピン	2022年に罰則強化及びDPOの登録義務等を課す通達
オーストラリア	大規模なデータ漏洩が相次ぎ、大きな社会問題となる中、重大な漏洩についての罰則強化が行われたほか、1988年Privacy Actの改正に向けた動きがスタート

注：制裁金・罰金は違反行為により異なる

## 各国のホットトピック（続き）

国	ホットトピック
中国	2021年までにデータ三法が成立。2022年には下位規則が公表・成立
ベトナム	2022年10月から、国内保存義務を課す施行規則が施行。2023年4月17日に個人情報保護政令案を公布
インドネシア	2022年10月に個人情報保護法制定。2年の猶予期間あり
インド	2022年8月、Personal Data Protection Billを撤回。2022年11月にデジタル個人情報保護案を公表

注：制裁金・罰金は違反行為により異なる



### 3. コンプライアンス体制を整備する際の 考慮事項

# 体制整備にあたっての実務上の視点

## 1. リスクベースドアプローチによる分析・優先順位付け

### ● 自社の事業の性質

- » ネットワーク関連事業か
- » 現地の消費者の個人情報扱うか
- » 現法・現地拠点の従業員やビジネスコンタクトの個人情報のみを扱うのか

### ● データの性質・マッピング

- » 収集・処理するデータがどの程度センシティブか
- » 収集・処理するデータの量
- » 各国における個人データ資産の棚卸と、それを扱う業務プロセスの現状把握

### ● カントリーリスク

- » 進出先の国の法制
- » データ保護機関による執行リスクの程度

### ● 統一的取扱の必要性

- » 進出先の国の数
- » 進出先での事業の態様（統一的なサービスを提供しているか）

# 体制整備にあたっての実務上の視点（続き）

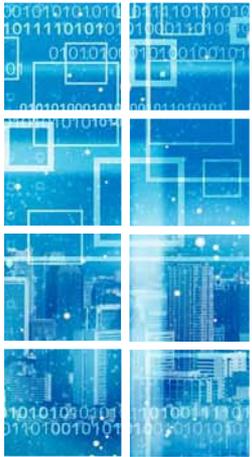
## 2. 統一的取扱いをする対象の検討

優先順位が高い国・地域をベースにモデルを作成

- プライバシーポリシー
- 取得に際しての通知事項
- 同意取得の態様
- グループ内でのデータ共有・越境移転に関する契約
- データ漏えい時の手順
- 委託先とのデータ処理契約
- 保管期間の定め
- グループ個人情報保護規程

## 3. 各国法に基づく個別対応の検討・実施（優先順位に基づき）

- 各国法に照らし、修正あるいは例外対応が「必要」または「望ましい」事項の洗い出し、反映
- 現地語対応
- 現法・現地拠点での導入手続、従業員教育



# ご清聴 ありがとうございました

お問い合わせ先

鈴木 明美 (すずき・あけみ) | [akemi\\_suzuki@noandt.com](mailto:akemi_suzuki@noandt.com)

長島・大野・常松法律事務所パートナー

1999 慶應大学法学部法律学科卒業  
2000 弁護士登録 (第一東京弁護士会)  
2006 スタンフォード・ロースクール修士(LL.M.)課程修了  
2007 米国ニューヨーク州弁護士登録

主な取扱分野：  
クロスボーダーを中心とする企業法務一般  
国内外のデータ保護・プライバシー規制